

2023年  
4月1日  
から

# 求職者支援制度が変わります

無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら、再就職、転職、スキルアップを目指す「求職者支援制度」は、2023年4月1日から以下のように利用しやすくなります。

## ■ 職業訓練受講給付金の要件を緩和します

職業訓練受講給付金の要件		見直し後 2023年4月以降に開始する訓練の受講から
世帯収入要件	世帯全体の収入が 月25万円以下	世帯全体の収入が 月30万円以下
出席要件	訓練実施日全てに出席する 必要があるが、病気などの 証明できるやむを得ない理 由による欠席を訓練実施日 の2割まで認める	訓練実施日全てに出席する必要があります が、育児・介護を行う者や、求職者支援訓 練の基礎コースを受講する者については、 欠席理由を証明できない場合であっても訓 練実施日の2割まで欠席を認めます

## ■ 通所手当（交通費）の支給対象を拡大します

通所手当の支給対象	見直し後 2023年4月以降に開始する訓練の受講から
職業訓練受講手当（月10万円） の支給対象者のみ	職業訓練受講手当（月10万円）の支給対 象とならない者についても、収入が一定額 以下※で他の支給要件を満たす方は、通所 手当を支給 ※本人収入月12万円以下、世帯収入月34万円以下

## ■ 訓練対象者を拡大します

訓練対象者	見直し後 2023年4月以降に開始する訓練の受講申し込みから
再就職や転職を目指す方	直ちに転職せずに働きながらスキルアップ を目指す方※も対象 ※雇用保険被保険者は対象になりません



2023年  
4月1日  
から

# 求職者支援制度が変わります

無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら、再就職、転職、スキルアップを目指す「求職者支援制度」は2023年4月1日から以下のように利用しやすくなります。

## 職業訓練受講給付金の支給要件の緩和

本人収入が月8万円以下

世帯全体の収入が月25万円以下

世帯全体の金融資産が300万円以下

現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない

訓練実施日全てに出席する必要があるが、病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席は訓練実施日の2割まで認める

世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない

過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定に給付金の支給を受けていない

過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

改 正 後	
2023年4月以降に開始する訓練受講から	
本人収入が月8万円以下	
世帯全体の収入が <u>月30万円</u> 以下	
世帯全体の金融資産が300万円以下	
現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない	
訓練実施日全てに出席する必要があるが、 <u>育児・介護を行なう方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方</u> については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の2割まで欠席を認める	
世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない	
過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定に給付金の支給を受けていない	
過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない	

## 通所手当の支給対象の拡大

職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者のみ

改 正 後	
2023年4月以降に開始する訓練受講から	
職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者	
+ 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならないが、収入が一定額以下※かつ他の支給要件を満たす方については、通所手当のみ支給	

※本人収入月12万円以下、世帯収入月34万円以下

## 訓練対象者の拡大

再就職や転職を目指す方

改 正 後	
2023年4月以降に開始する訓練の受講申し込みから	
再就職や転職を目指す方	
+直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方※	

※雇用保険被保険者は対象になりません



ひとくらしみらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク